

総務委員会審査日程表

日時 令和5年12月11日(月)

午前10時開議

場所 第3・4委員会室

- 第1 議案第81号 令和5年度流山市一般会計補正予算(第5号)
- 第2 議案第82号 流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第83号 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第84号 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 所管事務の継続調査について

給与改定の概要

(議案第82号、議案第83号、議案第84号【改正概要】)

1 議案第82号(一般職について)

(1) 給料表

人事院及び千葉県人事委員会勧告で示された行政職給料表に準じて、給料月額を平均1.44%引き上げる。

また、特定任期付職員の給料月額についても引き上げる。

初任給(給料月額)

区分	級号給	現行	改定後	差額
大学卒	1級29号給	191,700円	202,400円	10,700円
高校卒	1級9号給	158,900円	170,900円	12,000円

(2) 期末・勤勉手当の支給月数の改正

(ア) 一般職の職員((イ)(ウ)(エ)以外の職員)

年間支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月を4.50月とする。また、令和6年度以降の6月期、12月期の支給月数が均等になるよう、それぞれ2.25月とする。

		現行	令和5年度	令和6年度以降
6月期	期末手当	1.200月分	1.200月分 (支給済み)	1.225月分
	勤勉手当	1.000月分	1.000月分 (支給済み)	1.025月分
	計	2.200月分	2.200月分 (支給済み)	2.250月分
12月期	期末手当	1.200月分	1.250月分	1.225月分
	勤勉手当	1.000月分	1.050月分	1.025月分
	計	2.200月分	2.300月分	2.250月分
年間	期末手当	2.400月分	2.450月分	2.450月分
	勤勉手当	2.000月分	2.050月分	2.050月分
	計	4.400月分	4.500月分	4.500月分

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

年間支給月数を0.05月分引き上げ、2.30月を2.35月とする。また、令和6年度以降の6月期、12月期の支給月数が均等になるよう、それぞれ1.175月とする。

		現行	令和5年度	令和6年度以降
6月期	期末手当	0.675月分	0.675月分 (支給済み)	0.6875月分
	勤勉手当	0.475月分	0.475月分 (支給済み)	0.4875月分
	計	1.150月分	1.150月分 (支給済み)	1.175月分
12月期	期末手当	0.675月分	0.700月分	0.6875月分
	勤勉手当	0.475月分	0.500月分	0.4875月分
	計	1.150月分	1.200月分	1.175月分
年間	期末手当	1.350月分	1.375月分	1.375月分
	勤勉手当	0.950月分	0.975月分	0.975月分
	計	2.300月分	2.350月分	2.350月分

(ウ) 特定任期付職員

期末手当の年間支給月数を0.10月分引き上げ、3.30月を3.40月とする。

		現行	令和5年度	令和6年度以降
6月期	期末手当	1.650月分	1.650月分 (支給済み)	1.700月分
12月期	期末手当	1.650月分	1.750月分	1.700月分
年間		3.300月分	3.400月分	3.400月分

(エ) 会計年度任用職員

期末手当の年間支給月数を0.10月分引き上げ、2.50月を2.60月とする。

		現行	令和5年度	令和6年度以降
6月期	期末手当	1.250月分	1.250月分 (支給済み)	1.300月分
12月期	期末手当	1.250月分	1.350月分	1.300月分
年間		2.500月分	2.600月分	2.600月分

2 議案第83号（特別職の職員について）

・ 期末手当の支給月数の改正

一般職の改定に準じて、期末手当の年間支給月数を0.10月分引き上げ、4.35月を4.45月とする。

	現行	令和5年度	令和6年度以降
6月期 期末手当	2.175月分	2.175月分 (支給済み)	2.225月分
12月期 期末手当	2.175月分	2.275月分	2.225月分
年間	4.350月分	4.450月分	4.450月分

3 議案第84号（議会議員について）

・ 期末手当の支給月数の改正

一般職及び特別職の職員の改定に準じて、期末手当の年間支給月数を0.10月分引き上げ、4.20月を4.30月とする。

	現行	令和5年度	令和6年度以降
6月期 期末手当	2.100月分	2.100月分 (支給済み)	2.150月分
12月期 期末手当	2.100月分	2.200月分	2.150月分
年間	4.200月分	4.300月分	4.300月分

流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号）新旧対照表（公布日施行）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3まで及び附則第5項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日（次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第22条第6項の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100</p> <p>(2) 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>(3) 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>(4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項まで及び附則第5項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 (同左)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100</p> <p>(2) 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>(3) 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>(4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (同左)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次</p>

改正後	改正前
<p>の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号）新旧対照表（令和6年4月1日施行）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3まで及び附則第5項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日（次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第22条第6項の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100</p> <p>(2) 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>(3) 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>(4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項まで及び附則第5項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 (同左)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100</p> <p>(2) 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>(3) 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>(4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (同左)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定</p>

改正後	改正前
<p>める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年流山市条例第28号）新旧対照表（公布日施行）

改正後		改正前	
<p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>		<p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>	
号給	給料月額（円）	号給	給料月額（円）
1	<u>380,000</u>	1	<u>376,000</u>
2	<u>427,000</u>	2	<u>422,000</u>
3	<u>477,000</u>	3	<u>472,000</u>
4	<u>539,000</u>	4	<u>533,000</u>
5	<u>615,000</u>	5	<u>608,000</u>
6	<u>718,000</u>	6	<u>710,000</u>
7	<u>839,000</u>	7	<u>830,000</u>
<p>2～5 （略）</p> <p>（流山市職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）第3条から第5条まで、第8条から第10条まで、第10条の3、第14条から第17条まで、第18条の2及び第20条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の5第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条の5第1項中「第18条の2に規定する職にあ</p>		<p>2～5 （略）</p> <p>（流山市職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （同左）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の5第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条の5第1項中「第18条の2に規定する職にあ</p>	

改正後	改正前
<p>る職員」とあるのは「流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年流山市条例第28号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>る職員」とあるのは「流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年流山市条例第28号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p>

流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表（平成16年流山市条例28号）（令和6年4月1日施行）

改正後	改正前
<p>（流山市職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）第3条から第5条まで、第8条から第10条まで、第10条の3、第14条から第17条まで、第18条の2及び第20条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の5第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条の5第1項中「第18条の2に規定する職にある職員」とあるのは「流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年流山市条例第28号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>（流山市職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （同左）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の5第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条の5第1項中「第18条の2に規定する職にある職員」とあるのは「流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年流山市条例第28号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>

流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第8号）新旧対照表（公布日施行）

改正後	改正前
<p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第11条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の135</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当）</p> <p>第21条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の135</u>」と読み替え、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第11条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の125</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当）</p> <p>第21条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の125</u>」と読み替え、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2～3 （略）</p>

流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第8号）新旧対照表（令和6年4月1日施行）

改正後	改正前
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第11条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の130</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)</p> <p>第21条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の130</u>」と読み替え、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第11条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の135</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)</p> <p>第21条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の135</u>」と読み替え、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和52年流山市条例第5号）新旧対照表

○令和5年12月期

改正後	改正前
<p>(地域手当及び期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の地域手当及び期末手当の額並びに支給条件は、流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当基礎額は、6月1日及び12月1日現在において特別職の職員として受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とし、その期末手当の額は、給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の227.5</u>」と読み替えた額とする。</p>	<p>(地域手当及び期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の地域手当及び期末手当の額並びに支給条件は、流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当基礎額は、6月1日及び12月1日現在において特別職の職員として受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とし、その期末手当の額は、給与条例第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の217.5</u>」と読み替えた額とする。</p>

○令和6年6月期以降

改正後	改正前
<p>(地域手当及び期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の地域手当及び期末手当の額並びに支給条件は、流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当基礎額は、6月1日及び12月1日現在において特別職の職員として受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とし、その期末手当の額は、給与条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の222.5</u>」と読み替えた額とする。</p>	<p>(地域手当及び期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の地域手当及び期末手当の額並びに支給条件は、流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当基礎額は、6月1日及び12月1日現在において特別職の職員として受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とし、その期末手当の額は、給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の227.5</u>」と読み替えた額とする。</p>

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年流山市条例第64号）新旧対照表

○令和5年12月期

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在において議長、副議長及び議員として受ける議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在において議長、副議長及び議員として受ける議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の210</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 (略)</p>

○令和6年6月期以降

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在において議長、副議長及び議員として受ける議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在において議長、副議長及び議員として受ける議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 (略)</p>